

協 定 書 (案)

株式会社○○（以下「甲」という）と大阪工業大学（以下「乙」という）とは、インターンシップとして乙の学生の甲への受入れについて、次のとおり協定する。

第1条（受入れ）

- 1 甲は、第2条第1項により乙が選抜した学生を受入れ、当該学生に対し甲の業務の一部について体験実習をさせるものとする。
- 2 前項に基づき甲が受入れる人数は、甲・乙協議して決定する。

第2条（研修学生の選抜）

- 1 乙は、「インターンシップ」を履修する者またはインターンシップ参加申込者のうちの選抜者から甲に受入れを依頼する学生（以下「研修学生」という）を派遣し、甲は研修学生を学生の身分のまま受入れるものとする。
- 2 乙は、前項の研修学生に対して、インターンシップに関する事前指導を行うものとする。

第3条（研修期間等）

甲が研修学生を受入れる期間（以下「研修期間」という）は、原則として2022年8月9日から9月21日までの期間中における甲・乙が合意した特定の5日間以上とする。ただし、必要がある時は、別途、甲・乙が協議の上、研修期間を変更することができる。

第4条（体験実習の内容等）

体験実習の具体的内容、実施時間帯、甲の実施部門及び実施場所所在地等は、甲・乙が協議し別途実施細則に定める。

第5条（受入れ条件）

- 1 乙は、研修期間中において、研修学生による情報漏洩、器物損壊その他の研修学生が起こした事故等により甲及び第三者が受けた損害並びに当該研修学生が受けた損害について責任を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- 2 乙は、前項の事故等に備えるため、乙の責任において研修学生に学生教育研究災害傷害保険および賠償責任保険等へ加入させるものとする。

第6条（責任者の選任）

甲及び乙は、この契約に基づく研修学生の体験実習に関し、それぞれ責任者を定めるものとする。

第7条（研修担当者の選任と評価の報告）

- 1 甲は、前条の責任者のほか、研修学生の指導及び助言に当たる研修担当者を選任するものとする。
- 2 甲は、研修期間の終了後、乙所定のインターンシップ評価表により研修学生の評価を行い、その評価を乙に報告するものとする。

第8条（守秘義務）

- 1 乙は、研修期間中に知り得た甲の情報（個人情報を含む）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定書による研修の目的以外に使用してはならない。研修期間終了後においても、また同様とする。乙は、本項と同等の義務を研修学生に課すものとする。
- 2 甲は、乙から知り得た研修学生の個人情報及び研修中に知り得た研修学生の個人情報を、研修学生の承諾なしに、他に開示又は漏洩し、目的外利用をしてはならない。また研修期間終了後においても、同様とする。

第9条（受入れの取り止め）

- 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修学生の受入れを取り止めることができる。
- イ 災害その他やむを得ない事由により、甲が研修学生の受入れを甲の就業規則等に沿って継続することができないと認めたとき。
 - ロ 乙又は研修学生がこの協定に違反したとき。

第10条（疑義の解決）

この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙が協議し定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 月 日

甲

乙 大阪府大阪市旭区大宮5-16-1
大阪工業大学
学長 井上 晋